

市環 第266号
平成31年1月28日

飯山市国民健康保険運営協議会
会長 池田 澄子 様

飯山市長 足立 正 則

飯山市国民健康保険税の課税額等について（諮問）

飯山市国民健康保険税の課税額等の適正化について、貴協議会のご意見をお聞きしたいので、飯山市国民健康保険条例第3条及び飯山市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

国民健康保険が抱える構造的問題（年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重い等）の解決を図るため、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村からの納付金の決定、医療給付費の交付等を行い、市町村は保険税の決定や賦課徴収など住民に身近な業務を引き続き行うこととされました。

平成31年度の飯山市国民健康保険事業費納付金の算定結果について、平成31年1月15日付健増国第360号により長野県より通知がありました。この納付金額を確保するため、県からは市町村の納付金の財源である保険税課税率の改定等について市町村国民健康保険運営協議会の審議が求められています。

つきましては、県への納付金の財源である保険税課税等の適正化に向けて次の点についてご審議いただき、平成31年2月末日までに答申いただきますようお願いいたします。

- 1 納付金額確保のための保険税課税率等の適正化
- 2 県が目指す保険税率統一に向けての資産割の段階的引下げ・解消